

I. はじめに

Orion Engineered Carbons S.A.（以下、その子会社も含め「当社」）は、株式公開会社として、重要な情報のすべてのコミュニケーション活動が、タイムリーで事実に基づいており、正確で透明性・一貫性があり、信頼でき、証券取引委員会（以下、「SEC」）およびニューヨーク証券取引所（以下、「NYSE」）の要件といった該当する証券に準拠していることを保証する義務があります。そのため、コミュニケーション活動が一貫していること、選択的開示が常に回避されていること、投資業界のすべての関係者が情報に公正にアクセスできることが不可欠です。本投資家向け広報とコーポレートコミュニケーション方針（以下、本「方針」）の目的は、レギュレーションフェアディスクロージャー（以下、「レギュレーションFD」）とレギュレーションG-非GAAP財務指標の利用のための条件（以下、「レギュレーションG」）、およびNYSE上場企業の開示要求の遵守を促進することです。これらの義務を果たせなかった場合、当社および場合によっては特定の取締役、役員、従業員および独立した請負業者に対して、個別に多額の賠償責任が発生する恐れがあります。

II. 概要：各個人が遵守すべき一般原則

簡単に説明すると、本方針は、当社のすべての取締役、役員、従業員、独立請負業者（以下、総称して「個人」）に適用されるものです。

方針の概要：

- 社外の第三者への開示および連絡は、公認スポークスパーソン（以下の第VI項で定義および詳細に説明）によって独占的に処理されるか、他の公認スポークスパーソンまたは委員会に伝達されます。
- 個人は、重要な非公開情報について社外の者と話し合ったり、開示することはできません（下記の第VIII項を参照）。投資業界のメンバーから連絡を受けた個人は、当該問い合わせをすべて投資家向け情報ディレクターに転送するものとします（下記の第XVI項を参照）。
- 会社に関する重要な非公開情報の開示が発生した可能性があると考えた個人は、直ちにCEO、CFO、または法務顧問に通知する必要があります（下記の第VIII項を参照）。
- いかなる形式または媒体においても、当社によって、または当社を代表して発行されるすべてのプレスリリースは、開示委員会、法務顧問、監査委員会、または取締役会全体によって事前に承認される必要があります（下記の第IX項を参照）。
- 四半期ごとの収益情報は、以下の第X項に記載されているように開示する必要があります。
- 決算発表に先立ち、当社は、投資業界とのコミュニケーションに関して、「沈黙期間」を遵守する必要があります（下記の第XV項を参照）。

Orion Engineered Carbonsグループ

投資家向け広報およびコーポレートコミュニケーション方針

- 将来予想に関する情報およびガイダンスは、以下の第XIV項に規定される場合にのみ開示されるものとします。
- 当社は、アナリストの報告書またはモデルを、いかなる手段によっても、社外の者に提供しません（下記の第XVII項を参照）。
- 投資業界の会議や会合、トレードショーのプレゼンテーション、ロードショー、または同様のイベントは、以下の第XII項に記載されているレギュレーションFDに準拠した方法で実施する必要があります。
- レギュレーションFDに準拠して、会社が特定の人物に重要な非公開情報を開示する場合、意図的な開示は同時に、または非意図的な開示は速やかに、同一情報を一般に公開する必要があります（以下の第IV項を参照）。
- 本方針に関連するすべての質問は、投資家向け広報ディレクターおよび（または）法務顧問に照会する必要があります（下記の第XVIII項を参照）。
- レギュレーションFDの違反（本規定で説明）は、SECの執行措置の対象となります。これには、会社または個人に対する行政措置または民事訴訟が含まれる場合があります。

III. 施政方針綱領

本方針は、個人の職務の遂行において必要とされ、本方針に従う場合を除き、会社に関係のない人物（家族、親戚、友人を含むがこれらに限定されない）との重要な非公開情報に何らかの形で関連する内部事項または進展を開示してはならないことを義務付けています。

本方針の対象：会社の年次および四半期報告書に記載された声明の開示。SECに提出された文書。製品ニュースリリースおよび（または）収益リリース。会社とアナリスト、投資家、ニューズメディアとの間のコミュニケーション。上級管理職のスピーチとプレゼンテーション。会社のウェブサイト、ソーシャルメディアチャンネル、イントラネットに含まれる情報。会話が耳にされる可能性のある公共または準公共の場所での重要な非公開情報の議論。

さらに個人は、個人の職務遂行に必要な範囲であり、本方針に従って投資家向け広報ディレクターの事前レビューに従う場合を除き、重要な非公開情報に参加したり、インターネットチャットルーム、掲示板、ブログ、または当社または当社の製品または子会社について話し合うその他のソーシャルメディアに参加する、ホストになる、またはリンクすることはできません。

本方針のいかなる内容も、個人が適切な非企業機関への緊急事態の報告を扱うものを含め、地方、州、および連邦の法律および規制を遵守することを禁止するものと解釈されるべきではありません。

Orion Engineered Carbonsグループ 投資家向け広報およびコーポレートコミュニケーション方針

本方針は、1) レギュレーションFDに違反して、会社に関する重要な非公開情報を選択的に開示することを禁止します。また、2) 当該不適切な選択的開示を防止するための手順を示します。

本方針の目的上、「重要な情報」には、合理的な投資家が証券の購入、売却、または保有を決定する際に重要と考える情報が含まれます。

「非公開情報」とは、一般に公開されていない情報で、開示後も、広く一般に認知される可能性のある手段（例、SECファイリング、プレスリリースまたは公的にアクセス可能な電話会議）により開示されてから合理的な期間が経過していない情報は含まれません。

IV. レギュレーションFD

レギュレーションFDは、会社または会社を代表する人物が特定の特定の人物（ブローカー、ディーラー、アナリスト、証券保有者/株主など）に重要な非公開情報を開示する場合は常に、会社は同一情報を一般に公開する必要があることを要求しています。その条件は、

- 同時開示（意図的な開示の場合） または
- 適時の開示（意図的でない開示の場合） です。

当該重要な非公開情報の公開は、プレスリリースの発行、フォーム8-Kでのレポートの提出または「交付」、または別のレギュレーションFD準拠の方法のいずれかによって行うことができます。電話会議および（または）ウェブキャストを通じて一般に開示する場合は、電話会議および（または）ウェブキャストの前に、電話会議および（または）ウェブキャストにアクセスする手段を含め、適切な事前通知を行う必要があります。

レギュレーションFDは、以下のグループの人々への選択的な開示を明確に禁止しています。

- ブローカー、ディーラー、および投資アナリストなど、それらに関連する人々。
- 投資顧問会社、特定の機関投資家およびその関連者。
- 投資会社および関連会社。
- 証券保有者が情報に基づいて証券を購入または売却することが合理的に見られる状況下での当社の証券保有者。

本文書では、上記の各人を「FD関係者」と呼びます。本方針の対象であるかどうかについて疑問がある場合は、(i) 対象を想定する、または (ii) 開示委員会（以下参照）のメンバーに連絡して指示に従ってください。

レギュレーションFDは、以下のコミュニケーションを明確に禁止していません。

- 会社の従業員（従業員が株主である場合でも）。

Orion Engineered Carbonsグループ

投資家向け広報およびコーポレートコミュニケーション方針

- 専門家としてまたは契約により会社に信頼または信頼の義務を負っている者（弁護士、会計士、投資銀行家など）。
- 会社と明示的な機密保持契約を締結した者（書面または口頭を問わず）。

レギュレーションFDは、上記の個人とのコミュニケーションを明確に禁止していませんが、会社の方針としては、これらの個人/グループへのコミュニケーションについても、レギュレーションFDガイドラインに従うものとしています。

レギュレーションFDは、発行者の資金調達を目的とした登録公募に「関連して」行われるコミュニケーションに対しても適用されません（例、新規株式公開に関連する引受人）。